

## ファクトシート 2 - 強制評価

*Mental Health Act 2000* (精神保健法。以下『Act』) は、評価方法を定め、診断のための拘束を承認するものです。強制治療命令が発令されない限り、精神疾患の治療は実施されません。強制治療に関する詳細はファクトシート 3 に記されています。

### 強制評価の目的は何ですか？

強制評価は、精神疾患の治療の必要性を確認するために行います。評価は認定医師により実施されます。

### 強制評価はどのように始まるのですか？

本人の承諾なく評価を行う前に、*評価要請書 (request for assessment)* と *評価勧告書 (recommendation for assessment)* の 2 つの書類が作成されなければなりません。

*評価要請書*は、対象者を過去 3 日以内に目撃した成人で、対象者が精神疾患を患っている、あるいは、ある程度の精神疾患を患っている、と確信し、強制評価の必要性を感じた人なら誰でも作成することができます。

*評価勧告書*は、対象者を過去 3 日以内に診察した医師や正式な精神保健指定医なら誰でも作成することができます。医師または指定医は、対象者が該当するすべての評価項目 (Act の第 13 項) を満たしていることが確認されなければなりません。勧告は 7 日間有効です。

### この手順ではどのような保護対策が取られていますか？

強制評価の要請と勧告は、異なる人物により作成されなければなりません。さらに、勧告者の親類または従業員は要請者にはなれません。Act は、誤報や誤解を招くような情報を提供した者には刑罰を下します。

### 評価書類を作成できない場合はどうなりますか？

評価書類の必要性を確認するため、対象者を診断する 2 つの方法があります。

資格を持つ治安判事または判事は、*判事による診断命令 (justices examination order)* を発令することができます。判事による診断命令は 7 日間有効です。*判事による診断命令*とは、医師または

精神保健指定医が対象者の元へ行き、診断を実施し、**評価勧告書**が必要かどうかを決定するものです。評価書類が作成された場合のみ、対象者は認定精神保健施設へ移送されます。

**緊急診断命令 (emergency examination order)** は、警察官、救急隊員、または精神科医により発令されます。発令には厳格な条件が設けられています。**緊急診断命令**とは、対象者を認定精神保健施設へ移送し、最長 6 時間までの拘留を許可するものです。**評価勧告書**が必要かどうかを決定するため、対象者は、医師または精神保健指定医による診断を受けなければなりません。**評価勧告書**が作成されなかった場合は、対象者を元の場所、または、希望する妥当な場所への移送を手配しなければなりません。

### **要請書と勧告書の提出後はどうなりますか？**

対象者は、指定医または救急隊員により認定精神保健施設へ移送されます。警察は自動的に介入しませんが、協力を求められた場合は協力する義務があります。

### **強制評価はどこで行われるのですか？**

強制評価は、病院または認定精神保健施設の公共施設で実施されます。認定精神保健施設が周囲にない場合（例：田舎や辺境）は、公立病院で評価または診断が実施されます。

### **施設に移送されてからはどうなるのですか？**

対象者が施設に到着し、評価書類が提出された時点で、対象者は強制的に収容された患者（強制患者）となります。評価のために拘留される可能性もあります。強制状態に変化が生じた場合、患者本人は必ず通知を受けるべきであり、自身の権利に関する説明を受ける権利も有します。患者はさらに、自身の意見を代弁してくれる代理人を推薦することができます（ファクトシート 7 - **患者の権利**をご参照ください）。

### **強制評価の期間はどのくらいですか？**

対象者は、強制評価のために最長で 24 時間拘束される可能性があります。（完全かつ適切な評価を実施するために）必要な場合は、認定医師により最長 72 時間まで延長されることがあります。

### **評価期間内に強制治療命令が発令されなかった場合はどうなりますか？**

対象者は強制患者ではなくなり、本人の承諾がない限り評価や治療は実施されません。

## 定義

**保健医** - 医師、正看護師、ソーシャルワーカー、作業療法士、心理学者（または精神分析医）、その他保健医として任命された者。

**精神保健指定医** - 精神保健局長官により任命された経験を持つ精神保健医。

**認定医師** - 認定精神保健施設の管理者により任命された精神保健分野の経験を持つ医師。

**認定精神保健施設** - 強制評価と治療を実施するために精神保健局長官により認定された保健施設。

## 詳細は下記までお問い合わせください

Mental Health Act Liaison Officer  
Mental Health Branch  
Queensland Health  
GPO Box 48  
BRISBANE Q 4001

電話：1800 989 451 または 07 3234 0417

Eメール：[mha2000@health.qld.gov.au](mailto:mha2000@health.qld.gov.au)

ウェブサイト：[www.health.qld.gov.au/mha2000](http://www.health.qld.gov.au/mha2000)